

## 再審無罪となった本人による 刑の執行等に係る保有個人情報の開示請求

大阪地裁令和7年4月17日判決

令和6年（行ウ）第114号 保有個人情報不開示決定処分取消請求事件

LEX/DB 25622464

笹 岡 克比人

### 【事実の概要】

X（原告）は、殺人罪により懲役12年に処する旨の有罪判決が平成19年5月21日に確定し、同判決に基づく刑の執行として和歌山刑務所に収容され、平成29年8月24日に満期出所した。出所後、再審請求等を行っていたところ、大阪高等裁判所が再審開始を決定し、大津地方裁判所での再審公判を経て、令和2年3月31日に無罪判決が言い渡された後、同判決が確定した。

Xの委任を受けた代理人弁護士は、令和4年11月30日に、大阪矯正管区長に対し、「和歌山刑務所に平成19年から平成29年まで収容されていたX…の被収容者身分帳簿に編綴された書面であって、同人の入所時の健康状態、精神状態及び知能検査結果が記載されたもの全て」について、個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による改正のうち令和5年4月1日を施行日とする改正前のもの。以下「個人情報保護法」という。）76条1項に基づき開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

開示を請求する保有個人情報について、①「健康診断簿（開示請求者に関するもの）」（平成 29 年度 和歌山刑務所）と②「和歌山刑務所に平成 19 年から平成 29 年まで収容されていた X…の被収容者身分帳簿に編綴された書面であって、同人の入所時の精神状態及び知能検査結果が記載されたもの全て」（以下「本件対象保有個人情報」という。）と特定の上、大阪矯正管区長は、令和 5 年 2 月 3 日付けで、上記①の保有個人情報について、職員の印影部分を不開示とし、その余を開示する旨の決定を行ったが、上記②の本件対象保有個人情報について、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であり、個人情報保護法 122 条 1 項に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして、これを全部不開示とする旨の決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

これを受けて、X が令和 5 年 3 月 20 日に本件不開示決定に係る審査請求を行ったところ、不開示を妥当とする情報公開・個人情報保護審査会の答申（令和 6 年 3 月 8 日答申（令和 5 年度（行個）答申第 206 号）（以下「本件答申」という。）を経て、法務大臣が令和 6 年 5 月 8 日付けで上記審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

そこで X は、本件対象保有個人情報につき、個人情報保護法 122 条 1 項により不開示としたことが違法であるなどと主張して、国を相手に、本件不開示決定の取消しと本件対象保有個人情報の開示決定の義務付けを求めて提訴した。

### 【判旨】一部認容・一部棄却（取消認容・開示決定の義務付け棄却）

#### 1 個人情報保護法 122 条 1 項所定の保有個人情報該当性について

##### （1）判断枠組みについて

「本件対象保有個人情報は、…有罪判決に基づく刑の執行としてされた刑務所への収容の際の処遇に係る保有個人情報（以下「刑執行処遇保有個人情報」という。）であって、一般的には、個人情報保護法 122 条 1 項にいう『刑事事件…に係る裁判…に係る保有個人情報』及び『刑…の執行…に係る保有個人情報』に該当するものと解される。」

## 再審無罪となった本人による刑の執行等に係る保有個人情報の開示請求

「再審無罪判決が確定した場合には、原確定判決が失効することにより、かつて有罪とされた公訴事実は本人の『前科』ではなくなり、刑の執行も遡ってその根拠を失うこととなると解される上、再審無罪判決が官報及び新聞紙に掲載されて公示されることにより、本人の名誉の回復が図られることとなる。そうすると、このような場合に、個人情報保護法 122 条 1 項の立法趣旨が想定する、雇用主が、前科の有無や内容をチェックする目的で、採用予定者本人に刑執行処遇保有個人情報の開示請求をさせるといった事態による不利益は、そもそも想定することが困難であるし、そのような事態を通じて、社会復帰や更生保護の観点から、本人が何らかの不利益を被るとも考え難い。また、再審無罪判決を受けたという情報は、かつて有罪判決を受け、その有罪判決に基づいて刑の執行を受けたという情報を内包するものであるが、上記のとおり、刑事訴訟法 453 条において、官報や新聞紙への掲載により、再審無罪判決を公示しなければならないとされているのであるから、かつて有罪判決を受けたことや刑の執行を受けたこと等のプライバシー情報は、再審無罪判決が公示される際に、本人の名誉の回復のため、併せて公にされることが制度上当然に想定されているといえる。

以上によれば、刑執行処遇保有個人情報については、再審無罪判決の確定後は、個人情報保護法 122 条 1 項の趣旨は妥当しないというべきであり、同項所定の保有個人情報には該当しないと解するのが相当である。」

### (2) 「訴訟に関する書類」との関係について

「刑執行処遇保有個人情報は、有罪判決（原確定判決）に基づく刑の執行段階の刑事収容施設における処遇に係るものであるから、刑事訴訟法 53 条の 2 にいう『訴訟に関する書類』に記録されている個人情報には該当しないと解され、再審無罪判決確定後に、これを個人情報保護法に基づく開示請求の対象としても、同条に反するものではないし、訴訟関係書類の取扱いに関する同法や刑事確定訴訟記録法等の独自のシステムに矛盾抵触するものでも、その趣旨に反することになるものでもないというべきである。」

(3) 文理解釈について

「最高裁令和3年6月15日第三小法廷判決(民集75巻7号3064頁)は、個人情報保護法122条1項と同旨の規定である令和3年法律第37号による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項に關し、刑事施設に収容されている者が収容中に受けた診療に関する保有個人情報が同項所定の保有個人情報に該当するか否かにつき、同項の文理から形式的に判断するのではなく、当該保有個人情報の性質、旧法における位置付け、改正経緯等を実質的に検討した上で、上記保有個人情報が同項所定の保有個人情報に該当しない旨判示しており、本件のように再審無罪判決が確定した場合における刑執行処遇保有個人情報についても、個人情報保護法122条1項の文理から形式的に判断するのではなく、同項の趣旨等を踏まえて実質的に解釈することが許されるというべきである。

また、個人情報保護法122条1項の文理解釈としても、同項所定の『刑事事件…に係る裁判』や『刑…の執行』は、適法かつ有効なものを前提としていると解し得るのであり、…再審無罪判決が確定した場合には、原確定判決は失効し、原確定判決に基づく刑の執行も遡及的に根拠を失うこととなるのであるから、そのような場合の刑執行処遇保有個人情報については、同項所定の『刑事事件…に係る裁判〔…〕に係る保有個人情報』や『刑…の執行…に係る保有個人情報』に該当しないと解することも十分に可能であるように思われる。」

**2 本件対象保有個人情報の開示決定の義務付け請求について**

「被告の主張によれば、本件対象保有個人情報に該当するものとして大阪矯正管区が保有しているものは、原告に係る受刑者としての処遇に必要な基礎資料としての処遇調査（資質及び環境に関する科学的調査）結果であるとされている」が、「現時点において、…上記処遇調査結果につき、個人情報保護法78条各号所定の不開示事由に該当しないと判断することは困難であり、本件対象保有個人情報の不開示事由該当性については、本件開示請求を受けた大阪矯正管区長において別途判断させるのが相当である。」

## 【解説】

### 1 本判決の位置付け

本判決は、個人情報保護法 122 条 1 項に基づき開示請求規定の適用が除外されることを理由とした不開示決定の取消等を求める訴訟において、再審無罪の場合も開示請求規定の適用が除外されるか否かが主要な問題となつた事例である。その要旨を整理すると、刑執行処遇保有個人情報について、再審無罪判決の確定後は個人情報保護法 122 条 1 項所定の保有個人情報に該当せず（判旨 1（1））、このように解しても訴訟関係書類の取扱いに関する刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法等の独自のシステムに矛盾・抵触しないほか（判旨 1（2））、最高裁令和 3 年 6 月 15 日第三小法廷判決（以下、「最高裁令和 3 年判決」という。）に鑑み、個人情報保護法 122 条 1 項について、文理から形式的に判断するのではなく同項の趣旨等を踏まえて実質的に解釈することが許されるべきであり、また、同項所定の「刑事事件…に係る裁判」や「刑…の執行」につき、適法かつ有効なものを前提としていると解し得るが（判旨 1（3））、本件対象保有個人情報の不開示事由該当性について行政庁に別途判断させる必要があるため、開示決定の義務付け請求には理由がない（判旨 2）、となる。

本判決の特徴は、再審無罪が個人情報保護法 122 条 1 項について限定解釈を行う理由になるという点にある。そのため、以下では、判旨 1 で扱っている適用除外規定を中心に検討する。

なお、本判決の前提となつた再審無罪判決（大津地裁令和 2 年 3 月 31 日判決（判例時報 2445 号 3 頁）は、「湖東事件」の再審無罪判決として著名であり、再審無罪確定後の関連訴訟として、本件のほか、国家賠償請求訴訟（1 審判決：大津地裁令和 7 年 7 月 17 日判決 LEX/DB 25623049）がある。

## 2 刑の執行等に係る適用除外規定

### (1) 条文の沿革

行政機関の個人情報保護法制においては、刑事事件に係る裁判や刑の執行に係る個人情報ファイルおよび保有個人情報について、開示請求規定の適用が除外されてきた。昭和 63 年に成立した「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関電算機個人情報保護法」という。) 13 条 1 項ただし書で、処理情報の開示請求を可能とする本文に関し、「刑事事件に係る裁判若しくは検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分又は刑の執行に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、この限りでない。」と規定され、その全面改正により平成 15 年に成立した「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関個人情報保護法」という。) 45 条 1 項で、開示請求等の規定に関し、「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)」については、適用しない。」と定められ、独立した適用除外規定が置かれた<sup>1</sup>。それを引き継いだ個人情報保護法 122 条 1 項も同旨であり、令和 3 年法律第 37 号による改正のうち令和 5 年 4 月 1 日を施行日とする改正によって条名が 124 条 1 項となり、現在に至る。

### (2) 立法趣旨

刑の執行等に係る適用除外規定の立法趣旨について、政府は一貫して、雇用主から本人に開示させることで犯歴調査が行われ、本人の不利益にな

---

1 なお、行政機関電算機個人情報保護法の見直し等について取りまとめた行政機関等個人情報保護法制研究会報告「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について」(平成 13 年 10 月 26 日) 14 頁では、「刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係るものについては、後述 2 の(7)の関係法令との調整の検討との関連に留意しつつ、引き続き除外する方向とする。」と記されていた。

るおそれがある旨説明してきた。その例として、①行政機関電算機個人情報保護法案や行政機関個人情報保護法案が議題となった国会における政府側の発言や、②所管官庁による行政機関電算機個人情報保護法や行政機関個人情報保護法の逐条解説、③個人情報保護委員会事務局による個人情報の保護に関する法律の説明文書を挙げることができる。

①では、例えば、行政機関電算機個人情報保護法案に関連して、「例えば犯歴照合などという場合に、雇用する側で求職者側に対して、おまえは過去において犯罪を犯して〔原文ママ〕いないかどうか、そういうことについてのコピーを持ってこいというふうな請求をされるというような場合に、果たして本人が請求をしてきたからといって直ちに交付をするということが適当であるかどうかというような問題の論議などもいたしまして、…不開示の範囲というものをおのずから定めたわけでございます。」<sup>2</sup>、行政機関個人情報保護法案に関連して、「個人の前科等…を開示請求の対象といたしますと、例えば雇用される場合等において、本人に開示されることによって前科のチェックに利用されるというようなことで、本人の不利益になるおそれがあるということでこういう規定を置いているわけでございます。」<sup>3</sup>といった説明がある。

②では、行政機関電算機個人情報保護法 13 条 1 項ただし書に関し、「刑の執行等に関する事項を記録する個人情報ファイルについては、前科チェックのシステムとなるおそれがあることから、開示請求の対象としないこととした」<sup>4</sup>と説明する。また、行政機関個人情報保護法 45 条 1 項の適用除外規定の立法趣旨についても、これを踏襲し、「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を第四章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んで

- 
- 2 第 113 回国会参議院内閣委員会会議録第 9 号（昭和 63 年 11 月 22 日）11 頁（高鳥総務庁長官の発言）。
  - 3 第 156 回国会参議院個人情報の保護に関する特別委員会会議録第 6 号（平成 15 年 5 月 16 日）30 頁（松田総務省行政管理局長の発言）。
  - 4 総務庁行政管理局監修『逐条解説個人情報保護法〔新訂版〕』（第一法規、1991 年）148 頁。詳細については、同 157-159 頁参照。

おり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。」<sup>5</sup>と解説している。

③では、上記②とほぼ同じ説明があるほか、個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定の適用が除外されない場合の例として、「拘置所に収容されている者について、その健康等を保持するために、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な医療上の措置として診療を受けた場合において、当該診療に関する情報を開示請求する場合」を加えており、刑事施設の収容中に受けた診療に関する保有個人情報が行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に該当しない旨判示した最高裁令和3年判決の内容が反映されている<sup>6</sup>。

なお、研究者による逐条解説も、基本的には政府が説明する立法趣旨と同旨であり、それに最高裁令和3年判決の説明等が加えられている<sup>7</sup>。

### (3) 情報公開・個人情報保護審査会の答申例、裁判例

情報公開・個人情報保護審査会は、最高裁令和3年判決が出る前まで、刑事施設の診療録や被収容者身分帳簿等について行政機関個人情報保護法45条1項が適用されると判断してきた<sup>8</sup>。例えば、平成18年4月12日答申（平成18年度（行個）答申第1号）では、特定の行刑施設で保有する

5 総務省行政管理局監修・行政情報システム研究所編集『行政機関等個人情報保護法の解説〔増補版〕』（ぎょうせい、2005年）183頁。

6 個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」令和4年2月（令和7年10月一部改正）375-376頁参照。

7 宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021年）715頁参照、高橋滋・斎藤誠・上村進編『条解行政情報関連三法〔第2版〕』（弘文堂、2023年）1035-1036頁（田嶋理美）参照。

8 宇賀・前掲注（7）716頁参照。

## 再審無罪となった本人による刑の執行等に係る保有個人情報の開示請求

特定個人に係る血液検査の結果が記録された文書及び診療録について、平成19年12月14日答申（平成19年度（行個）答申第82号及び同第83号）では、特定刑事施設内にある本人の身分帳（被収容者身分帳簿）について、令和元年5月28日答申（令和元年度（行個）答申第13号）では、特定刑事施設収容中に作成された処遇簿や刑執行開始時に受けた知能及び性格テストの結果等について、行政機関個人情報保護法45条1項所定の保有個人情報に該当し、開示請求等の規定の適用が除外されると結論付けた。

裁判例も同様の傾向がうかがわれ、例えば、東京地裁平成20年1月25日判決（裁判所ウェブサイト）では、刑事収容施設の被収容者に対して講じられた医療上の措置に係る個人情報で刑事収容施設が保有するものについて、福岡地裁平成20年4月22日判決（情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース）では、刑務所にある本人の身分帳簿について、同様の判断を行っている。その流れに変化が生じたのは、刑務所が保有する被収容者の診療情報について行政機関個人情報保護法45条1項が適用されないとした大阪高裁令和3年4月8日判決（判例タイムズ1484号66頁）からで、それに続いて同年6月15日に最高裁令和3年判決が出た。Xが行った開示請求のうち、「健康診断簿（開示請求者に関するもの）」（平成29年度 和歌山刑務所）に個人情報保護法45条1項が適用されなかつたのは、このことによると考えられる。

なお、本判決は、本件対象保有個人情報（入所時の精神状態及び知能検査結果）が診療情報やこれに準ずる情報に該当するか否かについて判示しなかつたが、本件答申においては、諮問庁が「心理技官が処遇要領を策定するために行った精神状態及び知能検査結果の記録である」と説明したことを探しに、情報公開・個人情報保護審査会が「その作成目的からも医療行為とは関係のない保有個人情報であることが明らかである」と述べている。最高裁令和3年判決のいう「診療に関する保有個人情報」に該当するか否かについて判断した情報公開・個人情報保護審査会答申として、令和5年3月30日答申（令和4年度（行個）答申第5256号）があり、そこでは、「医

療従事者等ではない刑事施設の職員が、診療以外のために作成及び記録した情報であると解するのが相当である旨の…諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない」として、最高裁令和3年判決のいう「診療に関する保有個人情報」には該当しないと判断し、適用除外を妥当とした。

### 3 最高裁令和3年判決との比較

最高裁令和3年判決は、「旧法〔行政機関電算機個人情報保護法〕において、被収容者が収容中に受けた診療に関する事項を記録する個人情報ファイルに係る処理情報は、その性質上、13条1項ただし書の診療関係事項として開示請求の対象から除外されていたと解するのが自然であり、これを刑事裁判等関係事項又は7条3項3号所定の事務に係る事項に関するものとして開示請求の対象から除外することは想定されていなかったものと解される」ほか、その全面改正により成立した「行政機関個人情報保護法には、診療関係事項に係る保有個人情報を開示請求の対象から除外する旨の規定は設けられなかった」趣旨について、「行政機関が保有する個人情報の開示を受ける国民の利益の重要性に鑑み、開示の範囲を可能な限り広げる観点から、医療行為に関するインフォームド・コンセントの理念等の浸透を背景とする国民の意見、要望等を踏まえ、診療関係事項に係る保有個人情報一般を開示請求の対象とすることにあると解される」と説明する。つまり、本人による開示請求が第三者による前科等の審査に用いられて本人の社会復帰の妨げになることを防ぐといった適用除外規定の立法趣旨よりも、上述のような立法の経緯等が重視されており<sup>9</sup>、刑事収容施設が保有する被収容者の診療録が開示請求規定の適用除外の対象にならな

9 山本拓「判解」『最高裁判所判例解説民事篇令和3年度（下）』（2024年）513頁参照。同521頁（注30）では、明らかな潜脱行為には存否応答拒否による対応の余地があるとする。なお、行政機関個人情報保護法45条1項について、想定される不利益が抽象的・観念的な想定に過ぎないことなどを指摘し、合理性に疑問を投げかける論考として、曾我部真裕「行政機関個人情報保護法45条1項の適用除外について—医療記録の開示請求を中心」立命館法学393・394号（2021年）433頁以下がある。

いだけでなく、基本的に開示されることが要求される。

一方、本判決の判旨 1(1)は、再審無罪の場合、確定した有罪判決が失効し、名誉回復のため官報等による再審無罪判決の公示が義務付けられており<sup>10</sup>、刑執行処遇保有個人情報について開示請求規定を適用しても本人の不利益にならず、個人情報保護法 122 条 1 項の立法趣旨に反することにならないため、同項所定の保有個人情報には該当しないとするものである。ここで重視されているのは、刑執行処遇保有個人情報の具体的な内容や性質ではなく、有罪判決の失効と官報等公示による犯歴情報の打消し効果であり、その結果、適用除外規定の立法趣旨で懸念されている本人への不利益が生じないことである。そのため、適用除外の対象とならないにすぎず、判旨 2 のように、別途、開示・不開示の判断が必要となる。判旨 1(3)のうち、「個人情報保護法 122 条 1 項の文理解釈としても、同項所定の『刑事事件…に係る裁判』や『刑…の執行』は、適法かつ有効なものを前提としていると解し得る」という部分の具体的な要件が詳らかでなく、「適法かつ有効なもの」でない例として再審無罪以外にどのようなものがあり得るのかという点についても言及がないが、それを措くとしても、判旨 1(1)の判断枠組み自体は首肯できよう。

#### 4 本判決の影響

解説 2(3) でふれた東京地裁平成 20 年 1 月 25 日判決は、「死刑確定者として刑事施設に収容されている者についても、再審等による社会復帰の可能性があることを考えると、上記のような不利益〔前科等が本人以外の者に明らかになることで被る社会復帰等を図る上での不利益〕を受ける危険性がないとはいえないから、同項〔行政機関個人情報保護法 45 条 1 項〕の適用があるものと考えられる」とし、再審等の場合を除くと社会復帰の可能性がないことや、再審無罪になれば社会復帰の可能性があり適用除外となることを前提とした判断を行っている。大阪地裁令和 7 年 4 月 17 日

---

10 X の再審無罪判決については、大津地方裁判所名で官報公示が行われている。

## 判例研究

判決に沿って、再審無罪となった場合には保有個人情報の開示請求を認めても本人が不利益を受けることがないと考えるなら、死刑確定者本人が実際に「不利益を受ける危険性」が小さくなり、その危険性が残る例は、再審による減刑の確定や再審開始決定後の釈放といったものに限られそうである。ただ、再審のあり方の問題は別にあるとしても、死刑確定者が再審の結果減刑となる可能性や、再審開始決定後の釈放がもつ意義を考慮し、それでもなお個人情報の保護に関する法律 124 条 1 項の適用除外規定を当てはめる根拠が立法趣旨に照らして十分にあるか、検討する余地はないだろうか。

【付記】脱稿後、上拂耕生「再審無罪となった者の対象保有個人情報（刑務所入所時の精神状態等が記載された文書）は個人情報保護法 122 条（適用除外）に該当するかが争われた事例」季報情報公開・個人情報保護 99 号（2025 年）48-51 頁に接した。